

ワーキンググループの設置について（案）

1 調査事項

ワーキンググループは、標準化の重点分野の在り方及び標準化を促進する際の官民の役割分担の在り方に関する事項について委員会での審議を促進するための調査を行う。

当面設置するワーキンググループは、以下のとおりとし、主査が指名する主任が運営する。委員会の主査及び主査代理についても会合に参加することとする。

- 中長期的戦略ワーキンググループ
- 標準化活動対応ワーキンググループ

2 調査内容

ワーキンググループは、以下の事項について調査を行う。

○ 中長期的戦略ワーキンググループ

中長期的な研究開発戦略、諸外国における研究開発動向や政策的支援等を踏まえ、以下について調査を行う。

- (1) 中長期的な研究開発戦略等との整合性を踏まえた、標準化の重点分野
- (2) 上記重点分野に係る政策的支援の在り方
- (3) その他上記に関連する諸外国の状況等

○ 標準化活動対応ワーキンググループ

デジュール標準、フォーラム標準の双方の活動に対する支援の在り方に関して、以下について調査を行う。

- (1) 当面の重点分野における標準化活動の状況、進捗状況
- (2) 上記重点分野に係る政策的支援の在り方
- (3) その他重点的に標準化を推進することが求められる分野等